

国立大学法人岡山大学（津島地区）構内交通規制等実施要項

平成22年12月 1日
学 長 裁 定
改正 平成23年 4月 1日
平成24年 4月 1日
平成25年 2月 1日
平成25年12月 5日
平成26年 3月31日
平成26年 6月30日
平成26年12月26日
平成27年 7月30日
平成29年 3月31日
平成29年 8月28日
平成30年12月10日
令和 2年12月11日
令和 5年 2月 9日

（趣旨）

第1条 この要項は、国立大学法人岡山大学（以下「本学」という。）の津島地区構内における交通安全及び騒音防止対策のため、同地区における車両の交通規制に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 自動車 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道路交通法」という。）に規定する大型自動車、中型自動車、普通自動車及び大型特殊自動車をいう。
- 二 自動二輪車等 道路交通法に規定する大型自動二輪車、普通自動二輪車及び原動機付自転車をいう。
- 三 車両 自動車及び自動二輪車等

四 本部 国立大学法人岡山大学事務組織規程（平成16年岡大規程第1号）第3条に規定する事務組織、第4条に規定する部（各部が事務所掌する全学センター、機構及びその他組織を含む。）及び第21条から第21条の2までに規定する事務部等をいう。

五 部局 津島地区に位置する学部、研究科（医歯薬学総合研究科の薬学系専攻を含む。）、学域、研究所及び附属図書館をいい、学部及び研究科附属教育研究施設等並びに学部及び研究科が事務所掌する全学センター及びその他組織は当該学部又は研究科を含む。

六 部局長 本部にあつては理事（財務・施設担当）、部局にあつては当該部局長をいう。ただし、医歯薬学総合研究科については、薬学系の専攻長のうち、医歯薬学総合研究科長が指名する者とする。

（構内の移動）

第3条 津島地区構内で車両を運転する者は、学内標識その他の規制に従い、安全運行を保持する義務を負うものとする。

- 2 津島地区構内における車両の制限速度は、時速20kmとする。
- 3 津島地区構内における車両の運行は、原則として門から第4条に定める駐車場等までの間

に限るものとし、構内の施設間の移動に際して車両を使用することは、特別の事情がある場合を除き、これを認めない。

(駐車場等)

第4条 津島地区構内に次の駐車場及び駐輪場（以下「駐車場等」という。）を設ける。

- 一 職員・学生用自動車駐車場
- 二 外来者用自動車駐車場
- 三 職員・学生用自動二輪車等駐輪場
- 四 外来者用自動二輪車等駐輪場
- 五 自転車駐輪場

2 前項に掲げるもののほか、各部局長は、行事その他の業務のために臨時に駐車場等を設置するときは、構内臨時駐車場等設置届出書により、あらかじめ国立大学法人岡山大学長（以下「学長」という。）に届け出なければならない。

3 第1項第1号及び第3号の駐車場等の使用については、原則として収容可能台数の範囲内で、毎年度申請による許可制とする。

(駐車場等の使用条件)

第5条 駐車場等の使用条件は、次のとおりとする。

一 職員・学生用自動車駐車場

- イ 本学の職員（役員を含む。以下同じ。）及び学生を対象とする。
- ロ 原則として、本学が指定する駐車場を使用させるものとする。
- ハ 原則として、2日以上引続いての使用は認めない。

二 外来者用自動車駐車場

- イ 外来者には、本学が指定する駐車場を使用させるものとする。
- ロ 午後10時から午前6時までの間は、使用を認めない。

三 職員・学生用自動二輪車等駐輪場

- イ 本学の職員及び学生を対象とし、次条に定める許可証の明示なき自動二輪車等は、原則として使用を認めないとする。
- ロ 原則として、本学が指定する駐輪場を使用させるものとする。
- ハ 原則として、2日以上引続いての使用は認めない。

四 外来者用自動二輪車等駐輪場

イ 外来者には、原則として、本学が指定する駐輪場を使用させるものとする。

ただし、用務先が遠隔であるなど、指定する駐輪場の使用が困難な場合は、外来者が事前に守衛所へ申し出ることにより、前号の駐輪場を使用させることができるものとする。

ロ 午後10時から午前6時までの間は、使用を認めない。

(車両の入構許可)

第6条 車両を運転して入構しようとする者は、許可証の交付を受け、提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(適用除外)

第7条 次の各号のいずれかに該当する車両については、前2条の規定は適用しない。

- 一 駐車券を利用する外来者の自動車
- 二 救急用自動車及び消防自動車
- 三 郵便物、新聞、宅配便等の配達車両
- 四 不燃物及び可燃物収集自動車

五 教育研究等のための借上のバス

六 タクシー

七 その他学長が特別に認めた車両

2 午後10時から午前6時までの間に、駐車券を利用して入構しようとする者は、あらかじめ守衛所に入構手続きをしなければならない。

(許可証の種類)

第8条 第6条の許可証は、次の第1号から第3号とする。

一 自動車入構許可証

二 自動二輪車等駐輪許可証

三 臨時駐車許可証

(一般駐車許可, 自動二輪車等駐輪許可, 臨時駐車許可)

第9条 前条第1項第1号又は第2号は、次の各号のいずれかに該当する者について、発行することができる。

一 通勤のため車両を使用することを常態とし、通勤距離が自動車は片道5km以上、自動二輪車等は片道2km以上の職員

二 深夜に至る研究又は夜間・早朝の実験等で公共交通機関が利用できない等の事情があり、車両での通学を希望する大学院生又は学部4年次生以上の者で、通学距離が自動車は片道5km以上、自動二輪車等は片道2km以上の学生

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの特殊事情により、車両以外の方法では通勤又は通学が著しく困難な場合は、前条第1項第1号又は第2号を発行することができる。

一 職員・学生で身体に障害がある場合

二 職員・学生で親族の保育又は介護のため、通勤又は通学途上に車両で送迎を行う必要がある場合

三 社会人学生で、勤務先から直接通学する必要がある場合

四 通勤距離が片道2km以上の職員で、次のいずれかに該当する場合

イ 深夜に至る実験・研究、業務又は夜間・早朝の実験等で公共交通機関が利用できないことが常態であると部局長が認める場合で、学長の承認を得た職員

ロ 本学の夜間主コースに在学している職員

五 その他部局長が特に必要であると認める場合で、学長の承認を得た場合

3 学外者においては、次の各号のいずれかに該当する者を対象として、前条第1項第1号又は第2号を発行することができる。ただし、第2号から第4号までに該当する者にあつては、第1項又は第2項のいずれかに該当する者に限り、前条第1項第1号又は第2号を発行することができる。

一 本学の取引業者

二 岡山大学生協同組合の職員

三 岡山工学振興会の職員

四 放送大学岡山学習センターの職員・学生

五 本学名誉教授

六 その他学長が認めた者

4 職員・学生が、本学の行事又は課外活動その他特別な事由により、使用日(概ね5日以内)を限定して、一時的に自動車での入構が必要であると部局長が認める場合、臨時駐車許可証を発行することができる。

5 本学が所有する自動車に、自動車入構許可証を発行することができる。

(特別駐車許可)

第10条 期間(概ね3月以内)を定め、次の各号のいずれかに該当する場合で、自動車での通勤又は通学が必要であると認められる者に、自動車入構許可証を発行することができる。

- 一 職員・学生で前条第2項第2号又は第4号イに定める特殊事情に一時的に該当する場合
- 二 職員・学生で骨折、捻挫その他一時的なけが等(妊娠を含む。)のため、自動車を使用しなければ通勤又は通学が困難な場合
- 三 その他部局長が特に必要であると認める場合で、学長の承認を得た場合

2 学外者においては、前項各号のいずれかの条件に該当し、次の各号のいずれかに該当する者を対象として、自動車入構許可証を発行することができる。

- 一 岡山大学生協同組合の職員
- 二 岡山工学振興会の職員
- 三 放送大学岡山学習センターの職員・学生
- 四 その他学長が認めた者

(夜間駐車許可)

第11条 勤務先から直接通学する必要がある社会人学生で、17時から7時に自動車での入構が必要であると認められる者に、自動車入構許可証を発行することができる。

2 前項の規定にかかわらず、特殊事情により、部局長が特に必要であると認め、学長の承認を得た場合は、自動車入構許可証を発行することができる。

(休日駐車許可)

第12条 放送大学岡山学習センターの学生で、休日に自動車での入構が必要であると認められる者に、自動車入構許可証を発行することができる。

2 前項の規定にかかわらず、特殊事情により、部局長が特に必要であると認め、学長の承認を得た場合は、自動車入構許可証を発行することができる。

(駐車等の許可申請)

第13条 自動車入構許可証、自動二輪車等駐輪許可証、の交付を受けようとする者は、学長に、電子または書面で、入構許可申請をするものとする。

2 第9条第2項第5号、第10条第1項第3号、第11条第2項、又は第12条第2項の規定に基づき、許可証の交付を受けようとする者は、あらかじめ当該者の所属する部局長の承認を得た上で、学長に入構許可申請をするものとする。

3 職員・学生で臨時駐車許可証の交付を受けようとする者は、用務先部局に臨時駐車許可申請をするものとする。

(許可及び許可証の交付)

第14条 学長は、前条の申請を受けて、駐車場の使用の可否について判断し、駐車場・駐輪場使用許可台帳に許可を受けた者の情報を登録し、許可証を申請者に交付するものとする。

(自動車駐車料金等)

第15条 第8条第1項第1号に定める駐車許可を受ける場合は、自動車駐車料金を納入しなければならない。ただし、第9条第3項第5号に定める者が駐車許可を受ける場合は、自動車駐車料金は無料とする。この場合において、自動車入構許可証を必要とするときは、交付料を納入しなければならない。

2 第8条第1項第3号に定める自動車駐車料金は、次項に定める外来者の自動車駐車料金とする。

3 第7条第1項第1号の外来者の自動車駐車料金は、現金で支払うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、サービス券を交付することができる。

- 一 本学主催の行事に参加する場合
 - 二 本学の要請に基づき来学した場合
 - 三 大学訪問等の目的で本学に来学するための申請を行い、許可された場合
 - 四 本学に対し、寄附等を行う場合
 - 五 行政機関等から公務で来学した場合
 - 六 本学の工事関係者等
 - 七 その他学長又は部局長が認めた場合
- 4 第9条第5項に定める駐車許可を受ける場合の、自動車入構許可証交付料及び自動車駐車料金は無料とする。
- 5 自動車駐車料金及び自動車入構許可証交付料並びにその収納方法等については、別に定める。
- (職員・学生への周知)
- 第16条 学長は駐車等の許可申請のお知らせ等に関し、職員・学生に周知するものとする。
- (入構者への周知)
- 第17条 車両が入構可能な門には、津島地区構内の交通規制を掲示する。
- (駐車禁止区域)
- 第18条 津島地区構内に駐車禁止区域を設定し、これに標識を立て明示するものとする。
- (交通整理業務の委託)
- 第19条 津島地区構内の交通安全対策を円滑に行うため、業者に津島地区構内の交通整理を委託することができるものとし、次の業務を行わせる。
- 一 第3条及び第5条に定める事項を守るよう、指導する。
 - 二 駐車禁止区域内への駐車・駐輪に対し、指導する。
 - 三 前2号に違反した車両に対して、次の措置を行う。
 - イ 警告書を自動車の場合は運転席側の窓ガラス又は運転席前面ガラスに、自動二輪車等の場合は燃料タンク等に貼りつけ、車両登録番号を控える。
 - ロ 悪質な違反等で必要な場合は、パーキングロックを取り付け、施錠する。
 - 四 その他、本要項の目的達成上特に必要とされる措置
- (違反者に対する措置)
- 第20条 違反を繰り返す場合や虚偽報告、交通整理員への暴言等、その行為が特に悪質と判断される場合、所属部局長は該当者に対し、厳重な注意・指導等を行い、適宜、会議等で当該行為を報告の上、許可証の返納を求めるなど、所要の措置を講じる。
- 2 前条第3号ロに定めるパーキングロックによる施錠の措置を受けた違反者で、その行為が特に悪質な場合は、念書を学長に提出の上、パーキングロック解除措置を受けるものとする。
- (遊技行為の禁止)
- 第21条 構内においては、スケートボード、ローラーブレード、キックボード等の遊具を使用する行為及び自転車の曲乗り等これらに類する行為を禁止する。
- (不要なアイドリングの禁止)
- 第22条 構内においては、不要なアイドリングを禁止する。
- (要項の準用)
- 第23条 津島地区以外の職員・学生が津島地区構内へ車両で入構する場合は、本学の指定する駐車場に駐車するとともに、当該地区発行の駐車許可証又は用務先部局で発行を受けた臨時駐車許可証を明示することとする。
- (特定区間の交通制限)

第24条 部局長は、当該部局において、特定区間の交通を制限し又は交通の方法を変更する等の必要が生じたときは、構内交通措置申出書により、速やかにその旨を学長に申し出るものとする。

2 学長は、前項の申出について、交通安全上の支障がないと判断した場合は、許可するものとする。この場合、必要な条件を付することができるものとする。

(各種申請様式)

第25条 この要項に規定する書面による申請様式は、安全衛生部長が別に定めることができる。

(その他)

第26条 この要項に定めるもののほか、交通規制の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要項は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第16条の規定は、平成22年10月1日から施行し、平成22年度に駐車許可を受ける者の駐車料金は、一律2,000円とする。

2 国立大学法人岡山大学(津島地区)構内交通規制等実施要項(平成16年4月1日学長裁定。以下「旧要項」という。)は、廃止する。

3 平成22年4月1日にすでに旧要項に基づき、発行されている有効な許可証は、この要項に基づき発行されたものとみなす。

4 第7条に基づく許可ができない者について、部局長が駐車許可が必要であると認めた場合は、平成21年度の各部局の許可基準の範囲内に限り、第4条第3項に基づく理事(教育研究環境担当)の承認があったものとして取り扱うことができる。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年2月1日から施行する。ただし、第14条の規定は、平成25年度の駐車等の許可申請から適用する。

附 則

この要項は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年7月1日から施行し、大学改革推進室に係る規定は平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年7月30日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の規定は、改正日から適用する。